

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
LED 道路照明灯(単価契約)
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別紙仕様書のとおり
- (4) 納入場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和7年鳥取市告示第392号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「電気・通信機器類」の「電気・通信機器」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和8年5月13日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月14日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948
- (3) 同等品の確認
同等品（仕様書で指定した同等品がある場合は、その同等品を除く。以下同じ。）での入札を希望する者は、令和8年5月13日の午後3時までに同等品確認書（別紙7）を仕様書の問い合わせ先（発注課）へ届け出ること。同等品の適否についての回答は、同等品の確認を求めた者に対して、同月14日の午後3時までにファクシミリで送信し

て行う。なお、口頭、電話等による同等品の確認は、認めない。

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部 検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和8年5月11日とする。
- (5) 到着期限は、令和8年5月17日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には各見積単価に購入予定数を乗じて得た金額の合計額（搬入、設置、組立、撤去、処分及び検査等に必要な一切の費用を含む。）を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和8年5月18日 午後2時00分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札

- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) 同等品の承認を受けないでした同等品による入札
- (11) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町7-1番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、令和8年5月19日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）及び入札金額内訳明細書（別紙6）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

(1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。

(2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課
電話：0857-30-8121
ファクシミリ：0857-20-3948

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

9
6
9
7
8
0
8
6

日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留

鳥取市総務部検査契約課 行

入札書在中
朱書きすること。

一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。

簡易書留

開札日 令和8年5月18日
件名 LED 道路照明灯(単価契約)

【封筒裏面】

印 印 印

差出人

住 所
商号又は名称

- ※封筒は、長型 3 号 (120×235mm) 程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。
- ※差出人は入札者の住所、商号又は名称を記入すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和39年鳥取市規則第3号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

代理人 住 所
氏 名 印

件 名	LED 道路照明灯(単価契約)
入札金額	金 _____ 円

※ 4 入札方法等の(6)及び(9)を熟読の上作成すること。

委任状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

受任者 住 所

氏 名

印

件名	LED 道路照明灯(単価契約)
----	-----------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

件 名 : LED 道路照明灯(単価契約)

公 告 日 : 令和8年4月27日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

【添付書類】

- ・入札金額内訳明細書（別紙6）
- ・同等品の承認を受けた場合は、その同等品確認書（同等品確認結果通知書）の写し

入札金額内訳明細書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

件名：LED 道路照明灯(単価契約)

No.	項目名	メーカー名・品番等	予定数量	単価	金額
1	LED 道路照明灯 (50～60VA)アーム型		3		
2	LED 道路照明灯 (30～40VA)アーム型		1		
3	LED 道路照明灯 (50～60VA)アーム新設		1		
4	LED 道路照明灯 (30～40VA)アーム新設		1		
5	LED 道路照明灯 (50～60VA)全方向型		1		
6	LED 道路照明灯 (30～40VA)全方向型		1		
合 計					

※ 金額欄の合計額が入札金額と一致すること。

※ メーカー名・品番等の欄の記載については、仕様書記載の参考品等で入札する場合には「仕様書のとおり」と、同等品確認の承認を受けたもので入札する場合には「同等品のとおり」と記載すること。

同 等 品 確 認 書

鳥取市長 深澤 義彦 様

件 名	LED 道路照明灯(単価契約)
公 告 日	令和8年4月27日

内 訳 No	参考品	同等品候補		同等品確認結果
	メーカー名・品番・規格等	メーカー名・品番・規格等	税抜価格	
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。

上記の同等品候補は参考品と同等品であることの確認をお願いします。

令和 年 月 日

所 在 地
商号・名称
代表者氏名
(担当者：)
FAX番号

印

同 等 品 確 認 結 果 通 知 書

同等品の確認の結果は、上記「同等品確認結果」欄のとおりです。

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦

(発注課：)

注1) 「参考品」欄には、仕様書の品名、メーカー名、品番、規格等を記入してください。

注2) 「同等品候補」欄には、同等品の承認を受けたい物品のメーカー名、品番、規格等及び税抜価格(カクガ表示等のメーカー希望小売価格)を記入してください。

注3) この同等品確認書にカクガ等を添付して提出してください。

注4) 同等品の確認結果は、ファクシミリで通知します。

注5) 同等品で入札する場合は、必ずこの確認書で事前に承認を受けてください。

(1)仕様書			
1.発注番号	2026000120		
2.件名	LED 道路照明灯(単価契約)		
3.品名及び数量	①LED 道路照明灯(50～60VA)アーム型	3 基	<備考> 表記基数は予定数 ※随時発注となるため、表基数全ての発注を確約するものではない
	②LED 道路照明灯(30～40VA) アーム型	1 基	
	※道路照明灯専用柱の灯具取替。防水防錆加工、塗装作業含む。アーム再利用		
	③LED 道路照明灯(50～60VA)アーム新設	1 基	
	④LED 道路照明灯(30～40VA)アーム新設	1 基	
	※道路照明灯専用から電柱等への移設取替。防水防錆加工、塗装作業含む。アーム新設		
4.規格	【アーム型参考品】鳥取電子㈱ ①③RL-XW04(A/P)/②④WL-XW04(A/P)		
	【全方向型参考品】鳥取電子㈱ ⑤RL-WW-4848-N00/⑥RL-WW-3432-N00		
	①～⑥ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電源電圧:AC100～240V ◆ 定格入力容量:①③⑤50～60VA/②④⑥30～40VA ◆ 電源周波数:50/60Hz ◆ 耐用時間(総点灯時間):60,000時間以上 全光束が初期光束の70%に低下するまでの総点灯時間 ◆ ランプ色温度:3,000～5,000K ◆ 平均演色評価指数:Ra60以上 ◆ 動作保証温度:-20～+35℃以上 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ①～④既設の道路照明灯からLEDへ取替、又は回復不能なLEDの交換。 ◆ ⑤⑥既設の道路照明灯から全方向型LED街路灯への取替。2頭式の場合は道路側にLED道路照明灯を設置し、歩道側を切断撤去すること。 ◆ 設置場所に応じて、①～⑥のいずれかを注文書で発注する。 ◆ 特段の事情が無い限り、発注から 20 日以内に施工すること。 ◆ 設置場所はその都度注文書で指示し、現地調査後に設置方法を決定する。 ◆ ランプ色はデザインや周辺環境を考慮し、協議のうえ決定する。 ◆ 適合電源ユニットの費用を含む。 ◆ LED道路照明灯の取付に必要な資材、ポールの点検含む。 ◆ 漏電遮断機及びケーブル交換ほか配線取替を含む。 ◆ 灯具ならびにカバー、ポールに開いた穴は水が入らない構造で塞ぐこと。 ◆ 専用アダプタを使用し、ヘッドはボルト固定すること。 ◆ 参考品ならびに同等品で取付できない口金径の場合は、適合するアダプターを用意し取り付けること。 ◆ 路面の復旧は原形復旧にすること。 ◆ 高所作業車費、電気引込費及びその他、取付に必要な資材費含む。 ◆ アームとポールの錆落とし及び錆止め塗装作業含む。 ◆ 既設の灯具を撤去した際の取付部の錆落とし及び錆止め塗装作業含む。 ◆ 中国電力・NTTへ行う、すべての申請作業含む。 ◆ その他詳細については参考図ならびに仕様書のとおりとする。 		
5.納入場所	注文書で指定する場所 (鳥取市全域)		
6.納入期限	発注日から 20 日以内		

7.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品に当たっては、担当職員の指示に従うこと。 ・ 搬入、設置、組立、撤去、処分及び検査に要する費用は受注者が負担すること。 ・ 納入時に建物等へ損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復旧すること。 ・ 納品に際して発生したごみ等は、受注者が処理、清掃を行うこと。 ・ 完了後は施工前後の写真を提出すること。 ・ その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注課と協議すること。 		
8.問合せ	鳥取市都市整備部 道路課	[担当] 森	[TEL]0857-30-8354

(2) 同等品リスト

<アーム型>

要求性能	メーカー 品番	ケーエムピー	株フジ電機
		①③KM-RPC52CQ3RM14-G	①③FLE-137-S-56L
		②④KM-RPC37KQ1RM15-G	②④FLE-137-S-30L
電源電圧		AC100～240V	AC100～200V
定格入力容量		①③50～60VA ②④30～40VA	①③50～60VA ②④30～40VA
電源周波数		50/60Hz	50/60Hz
耐用時間(総点灯時間)		60,000 時間以上	60,000 時間以上
ランプ色温度		3,000～5,000K	3,000～5,000K
平均演色評価指数		Ra60 以上	Ra60 以上
動作保証温度		-20～+40℃	-20～+40℃

<全方向型>

要求性能	メーカー 品番	ケーエムピー	株フジ電機
		⑤KM-KIOQ57PP1	⑤FLS-708-5M
		⑥KM-KIOQ37PP1	⑥FLS-708-3M
電源電圧		AC100～240V	AC100～200V
定格入力容量		⑤50～60VA ⑥30～40VA	⑤50～60VA ⑥30～40VA
電源周波数		50/60Hz	50/60Hz
耐用時間(総点灯時間)		60,000 時間以上	60,000 時間以上
ランプ色温度		3,000～5,000K	3,000～5,000K
平均演色評価指数		Ra60 以上	Ra60 以上
動作保証温度		-20～+40℃	-20～+40℃

鳥取市道路照明灯設置事業における LED 灯具仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は鳥取市が施工する道路照明灯設置事業に使用する白色系 LED を光源とした器具に適用する。
白色系 LED を光源とした器具とは LED 専用に設計された器具であり、従来の水銀灯等の器具にランプ型 LED を取り付けたものは適用外とする。

2. 使用材料(LED 道路照明灯)の条件

市内 LED 製造業者が製作する道路照明灯製品とする。
市内 LED 製造業者とは、次に掲げる項目をいずれも満たす事業者をいう。

- ・ 鳥取市内に事業所を有していること。
- ・ 鳥取市内の事業所において、LED 道路照明灯の企画・設計を行い、その全部もしくは一部を製造していること。
但し、梱包作業は除く。

3. 構造及び性能

項目	基準値
灯具の寸法	受圧面積 正面 0.14 m ² 以下 / 側面 0.15 m ² 以下
灯具の重量	16 kg以下
灯具の保護等級	IP23 以上
定格電圧	AC100/200
定格入力容量	30VA (中国電力契約電力量換算による)
電源周波数	50/60Hz
平均路面照度	10 lx 以上
保守率	0.7
平均演色評価指数	Ra60 以上
ランプ色温度	3,000~5,000K
灯具・電源装置耐用年数	15 年以上
LED 耐用時間	60,000 時間以上 ※全光束が初期光束の 70%に低下するまでの時間
動作保証温度	-20~35℃以上
灯具材質	本体=アルミ合金ダイキャスト ADC12 と同等 グローブ=強化ガラスと同等
照明ポールとの接合部	ボルト固定 ※現地にて対応サイズを確認し、脱落や回転しないよう固定
落下防止構造	孔加工を施したポールアダプターの片側を貫通するボルト(M6 以上) ポールと器具を接続する落下防止ワイヤー及び、ワイヤー固定可能な専用ボルト(M6 以上)を有する構造

4. 表示

容易に消えない方法で、器具に次の事項を表示するものとする。

- ①名称
- ②定格入力電圧(V)
- ③定格周波数(Hz)
- ④定格入力電流(A)
- ⑤定格入力電力(W)
- ⑥製造業者名又はその略号
- ⑦製造年またはその略号
- ⑧(PSE)マーク
- ⑨その他必要事項

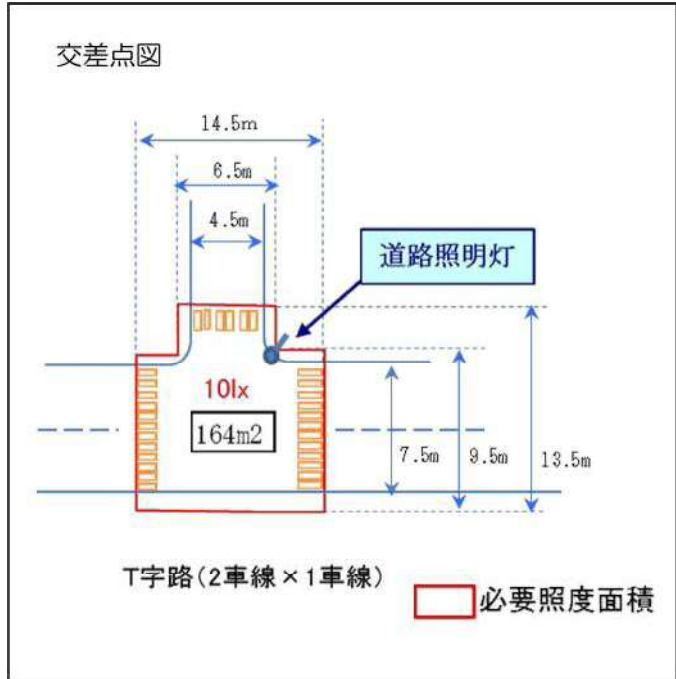
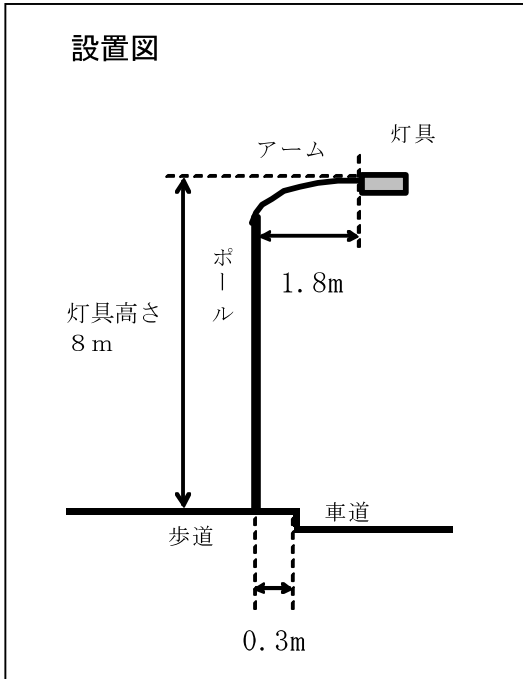
5. 保証期間

器具に不具合が生じた場合、設置完了工事から 2 年間は無償交換期間とする。但し、天災等により不具合が生じた場合を除く。

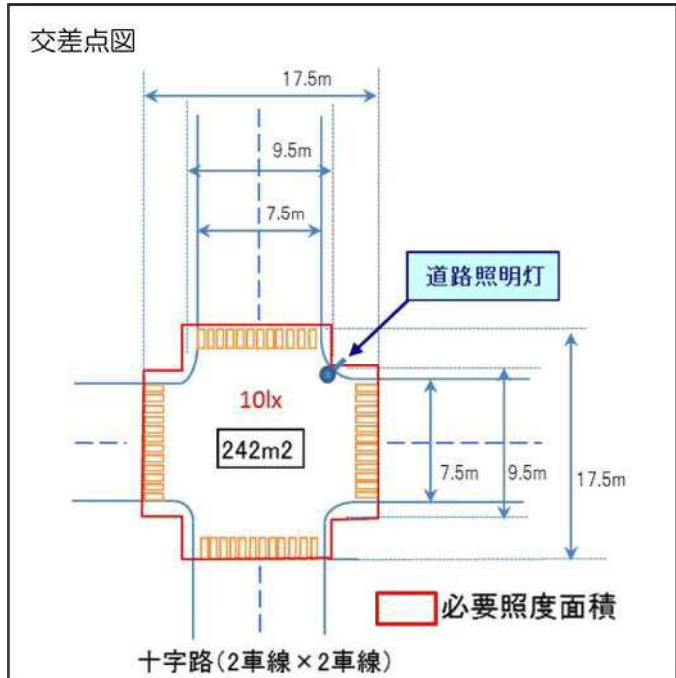
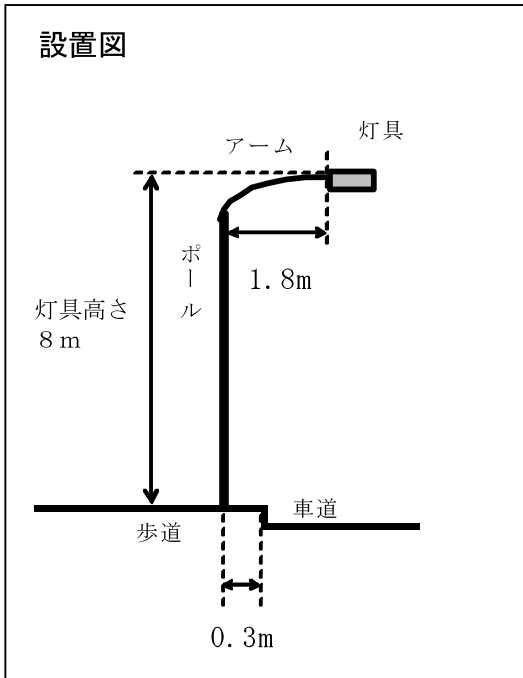
※参考図

- ・交差点の範囲は横断歩道部と歩行者待機場所 1m を含む範囲とする

図①(2車線×1車線(T字路))



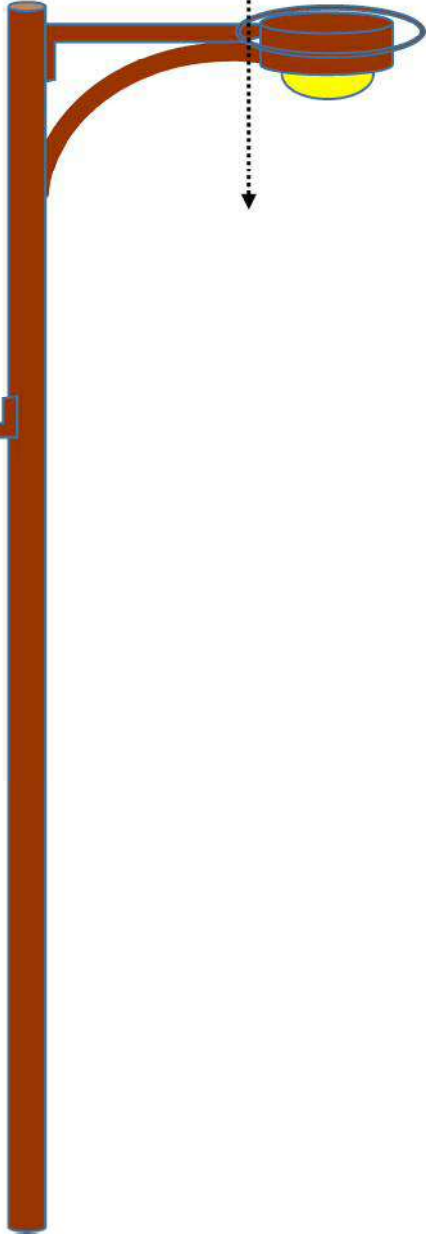
図②(2車線×2車線(十字路))



カットして、
アーム対応LED灯具を取付
(デフォルトで合わない場合は
適合アダプターを別途取付)

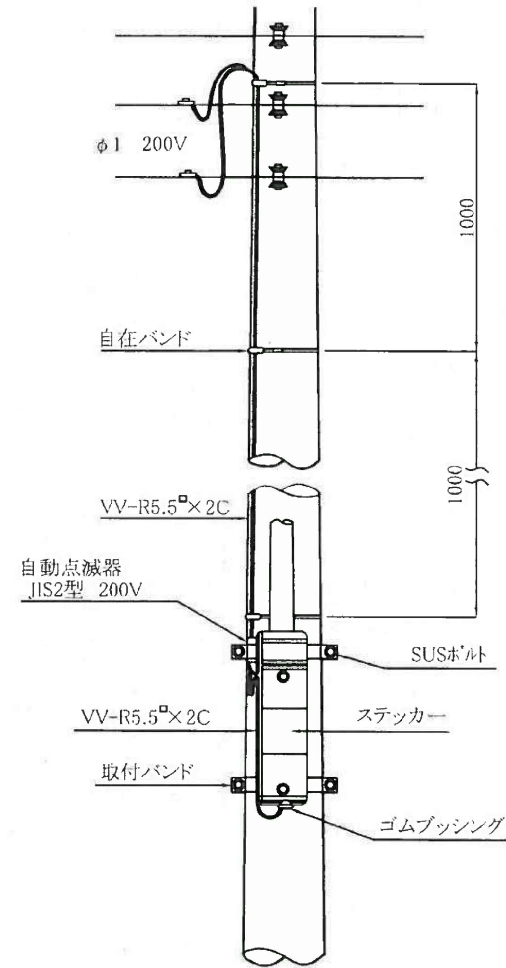
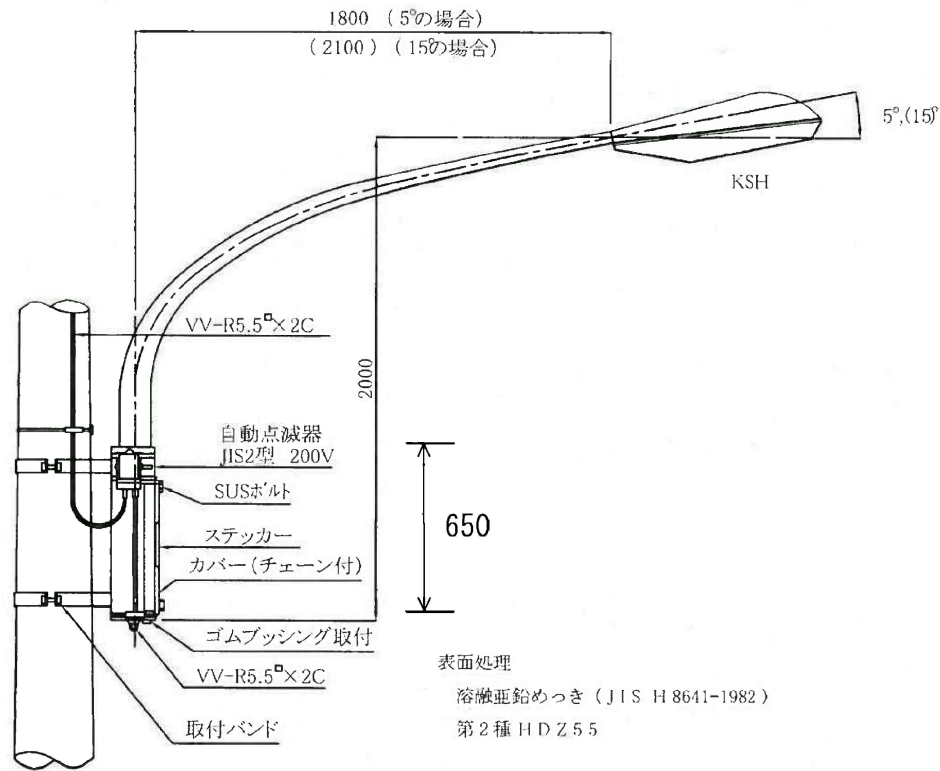


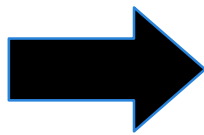
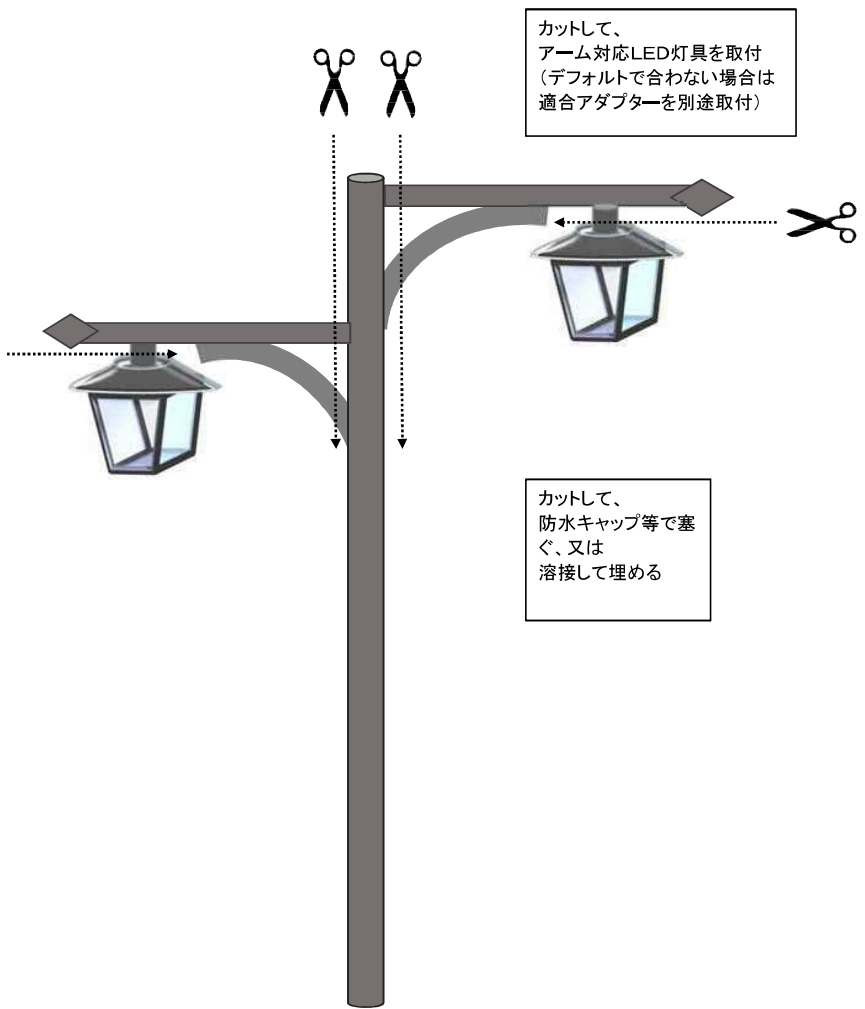
カットして、
防水キャップ等で塞ぐ、
又は
溶接して埋める



参考図

装柱図（共架灯）



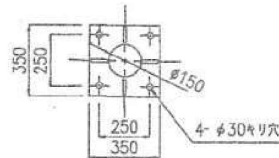


(参考図)

9-6-3 設置構造



ベースプレート詳細図



アソカーボルト詳細図

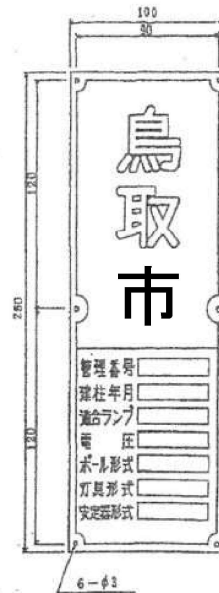
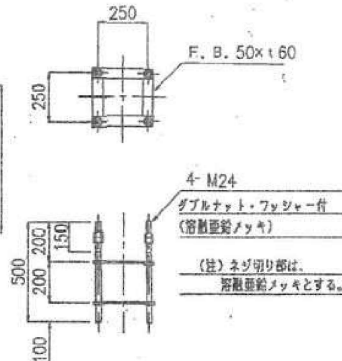


図 9-6-1 [参 9-16p. 6-11~6-12]

図 9-6-2 [参 9-16p. 6-13]

注) 連続照明の場合は、調光型安定器を使用する。
 銘板は、車道側に設置する。
 新設・修繕にあたってはライフサイクルコスト
 の低減のため LED 照明灯とする。

物 品 購 入 契 約 書 (単価)

1. 件 名 LED道路照明灯(単価契約)
2. 物 品 名 裏面のとおり
※請負代金額＝単価×数量×1.1 (1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。)
3. 納 入 場 所 注文書で指定する場所 (鳥取市全域)
4. 契 約 期 間 契約日から令和9年3月31日までの期間で、注文書で指定する日
※約款第5条を厳守のこと
5. 契 約 保 証 金 免 除

上記の物品の購入について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品購入単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

買主	住所又は所在地	鳥取市幸町71番地
	商号又は名称	鳥取市
	代表者名又は氏名	鳥取市長 深澤 義彦

売主	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者名又は氏名	

品名	規格	単価	備考
アーム型	アーム型(50～60VA)	円	
	アーム型(30～40VA)	円	
アーム新設	アーム新設(50～60VA)	円	
	アーム新設(30～40VA)	円	
全方向型	全方向型(50～60VA)	円	
	全方向型(30～40VA)	円	

(単価及び金額の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税額は含まない。)

物品購入(単価) 契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品(以下「物品」という。)を契約書記載の納入期限(以下「納入期限」という。)までに契約書記載の納入場所に納入し、発注者は、契約書記載の購入代金(以下「購入代金」という。)を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言葉は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所に行く。

~~(契約の保証)~~

~~第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。~~

~~(1) 契約保証金の納付~~

~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証~~

~~(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~

~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、購入代金額の100分の10以上としなければならない。~~

~~3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~4 購入代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の購入代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。~~

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(発注方法)

第4条 発注者は、この契約に基づき発注する場合は、別に定める発注書(以下「発注書」という。)により行うものとする。

(納入期限)

第5条 受注者は、発注者が特別に納入期限を指定する場合を除き、発注書を受領した日から20日以内に物品を、納入しなければならない。

(納入方法)

第6条 受注者は、物品を納入するときは、別に定める納品書を添えて納入するものとする。

(仕様書等の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

第8条 発注者は、必要があると認められるときは、物品の納入の中止内容を受注者に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者が物品の納入の続行に備え物品の納入の

一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(契約期間又は納入期限の変更方法)

第10条 契約期間又は納入期限（以下「契約期間等」という。）の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約単価の変更方法等)

第11条 契約単価の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(一般的損害)

第12条 物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第13条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場

合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価等の変更)

第14条 発注者又は受注者は、契約期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、契約単価又は仕様書の内容を変更することができる。この場合における協議については、第11条の規定を準用する。

(検査)

第15条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

~~2 発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査（以下「受領検査」という。）を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該受領検査の結果を受注者に通知しなければならない。~~

~~3 受注者は、前項の受領検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、受領検査を受けなければならない。~~

(契約代金の請求及び支払い)

第16条 受注者は、前条第1項の検査に合格し、引き渡しを完了した物品の内、当該月分の契約代金を取りまとめ請求することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

~~3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に基づく検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとなす。~~

(第三者による代理受領)

第17条 受注者は、発注者の承諾を得て購入代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合)

第18条 発注者は、第15条に規定する引き渡しの後、物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対して相当の期間を定めて、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定による履行の追完の請求は、第15条の規定による引き渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

3 発注者は、物品の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨をただちに受注者に通知しなければ、履行の追完の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときはこの限りでない。

4 第1項の規定は、物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約金額減額請求権）

第18条の2 契約不適合があり、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は、催告をすることなく直ちに契約代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は契約代金の減額を請求することができない。ただし、受注者がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（準用）

第24条の3 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求及び解除権の行使についても準用する。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第19条 受注者の責に帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、購入代金額から納入部分に相応する購入代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により第16条第2項の規定による購入代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) その責に帰すべき理由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第21条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為

(2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第22条 発注者は、受注者又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。
 - (4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。
 - (5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（受注者が法人の場合にあっては、その経営幹部が行うものに限る。）。
 - (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。
 - (7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。
 - (8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から第6号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であって、発注者が受注者に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、受注者がこれに速やかに従わなかったとき。
- 2 受注者は、発注者が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。
 - 3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。
 - 4 発注者は、第1項第8号の規定により求めた是正措置を受注者が行ったことにより受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第23条 発注者は、物品が完納するまでの間は、第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項の規定によ

るほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を受領検査のうえ、当該受領検査に合格した部分の引き渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する購入代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定める。

（受注者の解除権）

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第25条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴できるものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

—（契約保証金の返還）—

第26条 ~~発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第18条第2項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。~~

（相殺）

第27条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

（個人情報の保護）

第28条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取

扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 29 条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて、発注者受注者協議して定める。

上記約款中、第 2 条、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項中 13 字及び第 3 項、第 26 条を削除する。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他個人情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。